

7 猫の飼い主が行うこと ～飼い猫の適正飼養～

飼い主は、ご近所に迷惑をかけることなく、家族の一員として猫を大切に育てる責任があります。

法令などを遵守し、適正飼養を徹底しましょう。

なお、飼い猫が他人に迷惑をかけた場合は、飼い主の責任として誠意をもって対応しましょう。

(1) 完全屋内飼養

猫の習性をよく理解し、不妊去勢手術を施し、環境を整えれば、屋内飼養は十分可能です。

屋内飼養のメリット

- 😊 危険の回避：交通事故や感染症、猫同士のケンカ、行方不明などを防止できます。
- 😊 迷惑の防止：ふん尿、庭やごみ荒らし、鳴き声などご近所への迷惑を防止できます。

[参考]

- ◇ トイレ：できれば猫の数+1個用意してください。猫は汚れたトイレを嫌いますので、常に清潔にしてください。
- ◇ 爪とぎ：猫の習性なのでやめさせることはできません。専用の爪とぎ用品を用意してください。
- ◇ エサ：猫は肉食動物であり、動物性たんぱく質の中に含まれる栄養素が必要です。食べやすく栄養バランスのとれたフードを与え、新鮮な水がいつでも飲めるように用意してください。
- ◇ 遊び場：猫は上下運動を好みます。市販のキャットタワーなど、高低差のあるものを上手に使いましょう。
- ◇ 寝床：猫は狭いところを好みます。体がすっぽり入る程度の市販のハウス、または段ボール箱などにタオルを敷いてあげましょう。

(2) 不妊去勢手術

猫の繁殖力は強く、放っておくとあっという間に増えてしまいます。
生まれてくる全ての命に飼い主としての責任がもてないのであれば、必ず、不妊去勢手術を行いましょう。

不妊去勢手術のメリット

- 😊 望まない繁殖が防げる。
- 😊 生殖器系の病気のリスクが低くなる。
- 😊 発情期特有の行動（大きな鳴き声、外に出たがる、マーキングなど）が抑制される。
- 😊 様々なリスクが軽減されることにより、寿命が延びる。



(3) 終生飼養

猫を飼い始める前に、どのように考えたか思い出してください。

飼い主は、猫が命あるものであることを強く認識し、責任をもって、最後まで飼わなければなりません。

また、『動物の愛護及び管理に関する法律』では、動物を捨てる行為や動物を傷つけたりする行為は、以下の刑事罰が規定されています。

⊗ 愛護動物をみだりに殺傷した者

→ 5年以下の懲役または500万円以下の罰金

⊗ 愛護動物を遺棄・虐待した者

→ 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、
いえばと及びあひるをいう。

(4) 所有者明示

万が一、迷子になったときのために、飼い主の連絡先を書いた首輪や名札を付けましょう。

また、マイクロチップの装着・登録に努めましょう。



ポイント!

猫の名前ではなく、飼い主の名前と連絡先を明記しましょう。

※マイクロチップとは、飼い主の情報を記録した直径2mm、長さ約1cmほどの円筒形の電子標識器具のことです。

このチップは、動物病院で皮膚の下に埋め込みます。

(5) 健康管理

毎日、猫の状態（ふん尿の状態、採食の量、元気の有無など）を把握し、異常がある場合にはできるだけ早く動物病院で受診しましょう。

また、寄生虫の駆除薬の投与や、ワクチン接種を行いましょう。



普段から健康管理などについて
相談できるかかりつけの動物病院を
もつことをおすすめします。

(6) 飼育頭数制限

飼っている猫の数が増えすぎると適切な世話ができなくなり、猫自体を苦しめ虐待となるだけでなく、ふん尿や鳴き声などでご近所にも迷惑となります。

飼養する猫の数は居住環境を考慮し、その環境に適した数の猫を飼いましょう。

8 飼い主のいない猫の対策 ～地域猫活動～

飼い主のいない猫に起因する問題が生じて、被害を受けている人は、飼い主がいないため不満のやり場がなく、猫を嫌うようになるほか、エサを与えている人がいる場合、険悪な関係になる場合もあります。

しかし、飼い主のいない猫は、もともと不適正な飼養管理や遺棄により増えたもので猫に罪はありません。

猫を排除するのではなく、地域の問題としてとらえ、飼い主のいない猫と共生する「地域猫活動」を行うことにより、問題が改善・解消された事例が増えています。

猫にエサを与えている人へ

猫にエサを与えたいと思う気持ちは悪いことではなく、むしろ小さな命を慈しむ優しい気持ちは大切なことだと思います。

しかし、地域の中には、猫の苦手な人、猫の存在に困る人がいることを忘れてはいけません。

猫にエサを与える優しい気持ちで、地域のこと、近所に住んでいる人のこと、望まれずに生まれてくる子猫のことを考えてください。

猫が苦手な人へ

猫の排除や、猫にエサを与える人、適正な飼養管理をしていない飼い主の非難だけでは、残念ながら猫の問題は解決しません。

飼い主のいない猫は、元は人の不適正な飼養管理や遺棄により増えたものです。

猫も命がありますので、猫の世話をしている人と話し合い、何が問題なのかを見極めて、問題解決を目指してください。

地域猫活動の取り組み

(1) 地域の合意

地域には、猫を飼っている人、猫に無関心な人、猫が嫌いな人など、色々な人が暮らしています。地域猫活動に取り組むには、地域住民の理解が必要であり、自治会等の合意は重要です。

まず、地域住民の皆さんで活動の趣旨や内容について十分に話し合い、意思の統一を確認した上で活動を始めましょう。

